URP17－06

IAJapan 公平性の確保に関する方針

（第6版）

2026 年 4 月 1 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

適合性評価推進センター認定センター

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

目　　次

1. 目的 3
2. 定義 3
3. 基本方針 3
4. 組織 3
4.1 トップマネジメント 3
4.2 トップマネジメント代理 4
4.3 IAJapan の職員 4
4.4 審査員及び技術専門家 4
4.5 IAJapan ボード及び評定委員会 4
4.6 認定の公平性に関する評価委員会 4
4.7 各技術委員会及び分科会 5
5. 適切な利害関係者の特定、利害関係者の均衡のとれた構成 5
6. 具体的事項 5
7. 規程管理部署 7
附則 7

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

IAJapan 公平性の確保に関する方針

1. 目的

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）適合性評価推進センター認定センター（以下「IAJapan」という。）は、試験所・校正機関・製品認証機関等の適合性評価機関の認定業務を運営するに当たって、認定機関に対する要求事項であるISO/IEC 17011の要求事項を満足するマネジメントシステムを運営し、認定機関として公平性を確保した認定活動を実施するための基本方針及び規則をここに定める。

2. 定義

この規程における用語の定義は、「認定制度品質マニュアル（適合－部門－UQM）」及び「IAJapan 組織及び職務権限規程（適合－部門－URP20）」による。

3. 基本方針

IAJapanは、認定機関として公平性の確保の重要性を認識し、以下のとおり認定活動を実行する。

(1) 認定活動を公平に行う。
(2) 利害抵触の管理を行う。
(3) 認定活動の客観性を確実なものとする。

4. 組織

IAJapanは、公平性が確保されるように組織を編成及び運営し、また、認定の対象となる試験、校正、製品認証及び標準物質の生産並びにこれら機関の活動への参加（コンサルタント業務）又はコンサルタント業務を申し出る機関と関係する場合を考慮し、公平性の確保に関する組織を以下のとおりとする。

4.1 トップマネジメント

トップマネジメントは、公平性を確保するため、コンサルタント業務を申し出る機関又は適合性評価機関との役割を兼務しない。

トップマネジメントは、公平性の確保に関して、次の役割をもつ。

(1) 公平性の確保に関して、包括的な権限と責任を有する。
(2) 利害抵触の可能性がある場合、その情報をIAJapanに開示することをすべてのIAJapanの要員に要求する。
(3) 6.(2)における利害抵触の管理として、公平性のリスクを継続的に特定し、分析し、評価し、処理した結果、残留リスクが容認可能な水準にあるかどうか決定するため、全ての残留リスクをレビューする。
(4) (3)の結果、残留リスクが容認できないと判断した場合は、認定を提供しない。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

4.2 トップマネジメント代理

公平性の確保に関して、トップマネジメント代理は、次の4.3～4.5のそれぞれの活動において、担当する案件に利害抵触のおそれのある要員が関与しないことを確実にする。利害抵触の可能性については、「公平性のリスクに関する規程（適合－部門－URP26）」に基づき特定及び分析された結果を用いる。

4.3 IAJapan の職員

IAJapanの職員は、個々の認定活動において客観性のある公平な活動を行うものとする。

また、外部組織との関係について変化がある際には、職員は、その旨をIAJapanに報告する。

報告を受領したIAJapanは、それを記録するとともに、その時点で審査案件を含む認定活動が職員との関係において利害抵触のおそれがないかの調査を行い、利害抵触のおそれがあると判断される場合には、当該案件に関与させないものとする。

4.4 審査員及び技術専門家

審査員及び技術専門家は、個々の認定活動において客観性のある公平な活動を行うものとする。

また、外部組織との関係について変化がある際には、審査員及び技術専門家は、その旨をIAJapanに報告する。報告を受領したIAJapanは、それを記録するとともに、その時点で審査案件を含む認定活動に利害抵触のおそれがないかの調査を行い、利害抵触のおそれがあると判断される場合には、当該案件の審査に参加させないものとする。

4.5 IAJapan ボード及び評定委員会

「認定の決定に関する規程（適合－部門－URP07）」に基づき、IAJapanボード及び評定委員会は、認定の決定を行う役割を持つ。これらの組織はIAJapan内に設置し、IAJapanボード及び評定委員会の委員は、コンサルタント業務を申し出る機関との役割を兼務しない。

IAJapanボード及び評定委員会の委員は、客観性のある公平な活動を行うため、外部組織との関係について変化がある際には、その旨をIAJapanに報告する。報告を受領したIAJapanは、それを記録するとともに、その時点で審議案件を含む認定活動に利害抵触のおそれがないかの調査を行い、利害抵触のおそれがあると判断される場合には、当該案件の審議に参加させないものとする。

4.6 認定の公平性に関する評価委員会

IAJapanは、適切な利害関係者が効果的に関与できる機会として、参加する利害関係者の均衡のとれた構成によって公平性を確保した、認定の公平性に関する評価委員会をIAJapan内に設置する。

この委員会は、IAJapanからの情報提供を基に認定活動における個々の仕組みの適切性の評価並びにすべての公平性に関するリスク分析の網羅性及びその処置対応の妥当性に

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

関する協議を行う。

4.7 各技術委員会及び分科会

各技術委員会及び分科会は、適切な利害関係者が効果的に関与できる機会として、参加する利害関係者の均衡のとれた構成によって公平性を確保する。

各認定プログラムに係る一般要求事項等の文書の制定及び改定は、認定の公平性に関する評価委員会、各技術委員会及び／又は分科会における審議を経て行うものとする。

5. 適切な利害関係者の特定、利害関係者の均衡のとれた構成

IAJapanは、審議される対象及び時期によって審議案件に関係する利害関係者が変わりうるものと考え、それら利害関係者を適切に特定し、各委員会における利害関係者の均衡のとれた代表構成を確実にする。

6. 具体的事項

IAJapanは、3.基本方針による公平性の確保を実現するため、次の事項を行う。

(1) 認定活動を公平に行うために

①IAJapanは、公平性を損なうおそれのある不当な商業的、財政的又はその他の圧力を排除する。

②IAJapan は、認定活動に関わるすべての要員に対して、不当な圧力の排除、機密保持、利害対立の回避及び規則遵守に係る誓約書に署名を求め、「IAJapan 要員誓約書」を提出させる。また、「IAJapan 要員誓約書」において、利害抵触が起こりうるおそれが生じた場合は、必ず申し出ることを義務付ける。

③IAJapanは、公平性に影響を与える次のサービスを提供しない。

ア. 認定の対象となる適合性評価活動（IAJapanの認定プログラムの対象としないものも含む）

イ. コンサルタント業務である、適合性評価機関のマニュアル又は手順の作成支援、適合性評価機関の運営又はマネジメントへの参加、又は適合性評価機関のマネジメントシステムの開発・実施、業務手順及び／又は能力に対する、特定の助言又は特定の教育・訓練の提供等の適合性評価機関の活動への参加

④IAJapan は、コンサルタント業務又は公平性に対する容認できないリスクを与えるようなその他のサービスを提供しない。また、特定の要員又はコンサルタント業務を利用すれば、認定がより簡単に、容易に、迅速に、又は廉価になると言及せず、かつ、これらのサービスを提供する機関とは一切関係を持たない。

⑤IAJapan は、本方針、プロセス及び手順は、すべての要員及び利害関係者に対して特別な条件を課すことなく、同じく適用する。IAJapan は、本方針及び規則を適用する認定活動の範囲内で、認定を依頼するすべての申請者が IAJapan の認定サービスを利用できるようにする。認定の利用は、適合性評価機関の規模又は特定の協会若しくは団体の会員であることを条件とせず、また、特定の協会若しくは団体に所属する、

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

認定した適合性評価機関の数を認定の条件として考慮しない。

⑥IAJapan は、”IAJapan”を自らの名称とし、また、IAJapan 認定機関ロゴを自らのものとして商標登録を行い、認定シンボル（認定機関ロゴと認定識別※を組み合わせたもの）とともにこれらを利用する。

※「IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針（適合－部門－URP15）」参照

「IAJapan」:（商標登録番号：登録第 4612895 号、国際登録番号：1243609）

「IAJapan 認定機関ロゴ」:
（商標登録番号：登録第 5745621 号、国際登録番号：1264278）

(2) 利害抵触の管理を行うために

IAJapanは、「公平性のリスクに関する規程」に基づき、公平性のリスクを、継続的に特定し、分析し、評価し、処理し、また、残留リスクを監視し、これらの記録を管理する。

(3) 認定活動の客観性を確実なものとするために

①IAJapanは、IAJapanの公平性等を審議する「認定の公平性に関する評価委員会」への適切な利害関係者の参加を求め、協議する。

②IAJapanは、認定スキーム等を審議する各技術委員会及び／又は分科会への適切な利害関係者の参加を求め、協議する。

③IAJapanは、上記委員会において、適切な利害関係者を委員として参加させ、協議させる際、単一の利害関係者が支配力をもつことなく、均衡のとれた委員構成とする。

④IAJapanは、認定スキームの開発時及び拡大時並びに既存認定スキームの縮小時、廃止時にはその意思決定前に適切な利害関係者への意見聴取を行い、次の事項について課題が解決しているか、提出された意見を考慮する。

ア. 利害関係者の見解
イ. 契約上の義務
ウ. 移行措置
エ. 縮小又は廃止に関する外部とのコミュニケーション
オ. IAJapanが発行した情報

⑤IAJapanは、公平性の取組みに対する利害関係者からの意見募集として、IAJapanのWebサイトから広く利害関係者からの意見を募集する。

⑥IAJapanは、公開情報として、機構及びIAJapanのWebサイトに次の情報を公表し、公平性に問題がないことを明らかにする。

ア. 認定機関に関する情報

ア）認定機関の運営の根拠となる権限に関する情報として、「独立行政法人製品評

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

価技術基盤機構法」及び「業務方法書」

イ）認定機関の権利及び義務に関する記述として、「IAJapanの権利及び義務（適合－部門－UIF01）」（文書）

ウ）認定機関が財政的支援を得る手段に関する一般的な情報として、「財務諸表」及び「決算報告書」

エ）認定機関が参加する多角的承認取決に関する情報

イ. 認定プロセスに関する情報

ア）審査及び認定プロセスを含む、認定スキームに関する詳細情報として、「認定スキーム文書」

イ）認定の要求事項を含む文書への参照として、各認定プログラムの「一般要求事項」

ウ）認定に関する料金についての一般的な情報として、「認定業務に係る手数料規程（適合－法B－認定手数料）」

エ）適合性評価機関の権利及び義務に関する記述として、「適合性評価機関の権利及び義務（適合－部門－UIF02）」（文書）

オ）苦情及び異議申立ての提出並びに処理の手順に関する情報として、「苦情・異議申立て処理規程（適合－部門－URP30）」

カ）認定シンボルの使用及びその他の認定の表明に関する情報として、「IAJapan認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針」

7. 規程管理部署

本規程の管理部署は適合性評価推進センター認定センターとする。

附則

（施行期日）

この規程は、平成30年8月29日より適用する。

附則

（施行期日）

この規程は、平成31年1月1日より適用する。

附則

（施行期日）

この規程は、令和2年1月9日より適用する。

附則

（施行期日）

この規程は、令和2年4月16日より適用する。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

附則
（施行期日）
この規程は、2023年1月10日より適用する。

附則
（施行期日）
この規程は、2026年4月1日より適用する。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。